

事件番号 中労委令和4年（不再）第34号
事件名 ■■■■■ 不当労働行為事件
再審査申立人 プレカリアートユニオン
再審査被申立人 ■■■■■
（再審査申立 令和4年9月5日）

厚生労働省発中0913第1号
令和4年9月13日

■■■■■ 株式会社
代表取締役 ■■■■■ 殿

中央労働委員会会長



再審査申立て及び調査開始通知書

標記事件について、別添のとおり再審査の申立てがあり、調査を開始するので、労働委員会規則第41条の2第1項の規定により通知します。

ついては、次の手続を行って下さい。

- 1 答弁書を5部（正本1部、副本1部、写し3部）、令和4年10月7日までに提出して下さい。
- 2 証人等尋問を申請する場合は、別紙様式の申請書に所要事項を記入の上、5部（正本1部、副本1部、写し3部）を令和4年10月7日までに提出して下さい。
- 3 代理人、補佐人を申請する場合には、別紙様式の申請書を1部、令和4年9月22日までに提出して下さい。
- 4 「連絡担当者申出書」は令和4年9月22日までに提出して下さい。
- 5 新たな疎明資料は、番号を付して（初審疎明番号に続けること）、証拠説明書を添えて5部（正本1部、副本1部、写し3部）提出して下さい。

添付書類：再審査申立書（副本） 1部



2022（令和4）年9月 / 日

中央労働委員会

会 長 岩 村 正 彦 様

申立人 プレカリアートユニオン

執行委員長

直子



再審査申立書

〒151-0053 東京都渋谷区代々木4-29-4 西新宿ミノシマビル2F

申 立 人 プレカリアートユニオン

代表者執行委員長 直子

被 申 立 人 株式会社

代表者代表取締役

東京都労働委員会が、都労委令和2年不第40号及び同3年不第27号不当労働行為救済命令申立事件につき、令和4年8月22日付で申立人に交付した命令（同月24日受領）は、(1)被申立人が組合員に対して退職勧奨をした点に関して不当労働行為の成立を認めなかったこと、(2)被申立人が命令書別紙一覧表1記載の文書を送付した点のうち一部について不当労働行為の成立を認めなかったこと及び(3)救済方法として被申立人による文書揭示の方法を命じなかった点につき不服があるから、中央労働委員会に再審査を申し立てる。

具体的な理由については追って主張する。